

別表1-1 (令和5年5月7日まで)

1 事業区分	2 実施者
(1) 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業	1 政令市 (地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条の政令で定める市をいう。以下同じ。)
(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業	<p>&lt;軽症者等の自宅療養及び宿泊療養に係る経費&gt;</p> <p>1 政令市</p> <p>&lt;医療従事者の宿泊施設確保に係る経費&gt;</p> <p>2 神奈川モデル認定医療機関 (県認定要綱第4条第2項第4号又は第6号に該当する重点医療機関協力病院は除く)(注1)</p> <p>3 その他知事が認める者</p> <p>&lt;消毒経費&gt;</p> <p>4 神奈川モデル認定医療機関 (県認定要綱第4条第2項第3号又は第4号、第6号に該当する重点医療機関協力病院は除く)</p> <p>5 その他知事が認める者(注2)</p>
(3) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	1 神奈川モデル認定医療機関 (県認定要綱第4条第2項第4号、第6号に該当する重点医療機関協力病院は除く)(注1)
(4) 帰国者・接触者外来等設備整備事業	1 帰国者・接触者外来 2 発熱診療等医療機関(注3) 3 その他知事が認める者(注4)
(5) 感染症検査機関等設備整備事業	1 政令市 2 新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関 (都道府県等を除く機関) ※ 2に該当する機関は、県等から感染症法に基づく行政検査の依頼があった場合に、迅速かつ確実に検査を実施できる体制を確保すること。
(6) 感染症対策専門家派遣等事業	1 政令市
(7) 新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業	1 市町村 2 その他知事が認める者(注5)
(8) DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業	1 市町村 2 その他知事が認める者
(9) 新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業	1 市町村 2 その他知事が認める者(注6)
(10) 新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業	1 市町村 2 その他知事が認める者(注7)
(11) 医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業	1 県が選出する外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関であって、かつ、新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う医療機関として知事が認める者(注8)

別表1-1 (令和5年5月7日まで)

1 事業区分	2 実施者
(12) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業	1 神奈川モデル認定医療機関のうち次に掲げる者(注9) (1) 高度医療機関 (2) 重点医療機関 (3) 重点医療機関協力病院(県認定要綱第4条第2項第1号に該当する協力病院A) 2 その他知事が認める者(注10)
(13) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	1 市町村 2 疑い患者を診療する医療機関として県に登録された救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う機関
(14) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業	1 政令市 2 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関であって、かつ、県が選出する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関(選出予定を含む。)」である医療機関

(注1) 神奈川モデル医療機関認定要綱第5条第1項により認定された医療機関をいう。

(注2) 院内感染の発生により、病棟全体や病院全体が実質的に重点医療機関の要件を満たすような医療機関

(注3) 「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」(令和2年9月4日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)に基づき県が指定した発熱診療等医療機関

(注4) 自宅療養中又は宿泊療養中の新型コロナウイルス感染症患者の検査・外来を行う医療機関(県認定要綱第4条第2項第4号に該当する重点医療機関協力病院)

(注5) 都道府県が実施する新型コロナウイルス感染症重症患者に対応する医療従事者養成研修に参加する医師、看護師、臨床工学技士の派遣を行う医療機関(派遣元)

(注6) 新型コロナウイルス感染症に感染(同感染症の疑いがある場合を含む)し診療が行うことができなくなった医師又は薬剤師が勤務する医療機関・薬局において代わりに診療等に従事するため、医師又は薬剤師の派遣を行う医療機関・薬局。ただし、派遣先となる薬局については、日常生活圏域(具体的には中学校区)に1件のみ所在する薬局を対象とする。

(注7) 新型コロナウイルス感染により、休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関・薬局。ただし、支援対象となる薬局については、日常生活圏域(具体的には中学校区)に1件のみ所在する薬局を対象とする。

(注8) 「都道府県が選出する外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」とは、県が「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」に選出した医療機関もしくは選出を予定している医療機関をいう。

「新型コロナウイルス感染症患者等の受入れを行う医療機関」とは、次に掲げる医療機関とする。

- ① 帰国者・接触者外来を設置している又は設置を予定している医療機関
- ② 入院を要する救急患者に対応可能な次の医療機関
  - ・ 感染症指定医療機関
  - ・ 「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」(令和2年6月19日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)等に基づき、新型コロナウイルス感染症の患者等のための病床を確保している、もしくは、県の調整等に応じて入院患者等の受入を行う意向がある医療機関。

(注9) 別添「『神奈川モデル』における重点医療機関等に係る国の指定要件との関係整理について」を参照のこと。

(注10) 体外式膜型人工肺や人工呼吸器等を用いて新型コロナウイルス感染症の重症患者等への高度な医療を提供する医療機関